

# 全国健康保険協会管掌健康保険の愛称・シンボルマークを募集します

政府管掌健康保険については、現在、国（社会保険庁）が運営しており、一般的に「政管健保（せいかんけんぽ）」という略称で呼ばれていますが、平成20年10月に全国健康保険協会が新たな保険者として設立され、国から独立した新たな健康保険として発足することから、これを広く国民の皆様に知っていただくとともに、健康保険に加入している被保険者等の参画意識を高め、健康保険をより身近なものとしていただくため、新たな健康保険にふさわしい愛称（略称）及びシンボルマークを募集します。

## ■募集内容

### (1) 愛称（略称）

親しみやすく、呼びやすく、健康保険がイメージできる、わかりやすいものであること。

### (2) シンボルマーク

親しみやすく、健康保険を象徴するものであること。

※ 愛称及びシンボルマークについては、新たな健康保険として発足することの象徴的な性格を併せもつことを期待していますので、こうした組織や制度の一新がイメージできるものであることが望されます。

## ■募集期間

平成19年8月27日（月）～平成19年10月31日（水）

郵送の場合は当日消印まで有効

## ■選考方法

最優秀作品（採用作品）及び佳作作品は、全国健康保険協会設立委員数名と外部有識者により選考し、全国健康保険協会設立委員会において決定します。

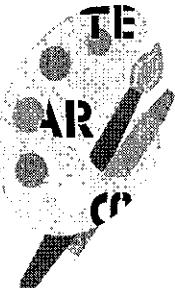
### 政府管掌健康保険とは

政府管掌健康保険とは、健康保険組合に加入していない中小企業等の被保険者とその家族（約3600万人）が加入する健康保険であり、病気やけがをしたときに保険給付等を行っています。

この健康保険は、現在、国（社会保険庁）が運営していますが、昨年6月の健康保険法の改正により、平成20年10月からは、全国健康保険協会（以下「協会」という。）が新たな保険者として設立され、この協会が「全国健康保険協会管掌健康保険」として運営していくこととなっています。協会は、非公務員型の法人であり、事業主及び被保険者の意見に基づく自主自律の運営を行うとともに、都道府県ごとに支部を設け、都道府県別の保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を行っていくこととなっています。

現在、全国健康保険協会設立委員会において、協会の設立に向けた検討を行っていますので、作品の作成に際しては、こちらもご参照下さい。

○全国健康保険協会設立委員会資料等 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#hoken>



### 【応募・問い合わせ先】

全国健康保険協会設立委員会事務局（厚生労働省保険局保険課内）

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話（大代表）03（5253）1111 内線3244

E-mail : [kenpoaisyou@mhlw.go.jp](mailto:kenpoaisyou@mhlw.go.jp)

### ●応募条件

- (1)資格は問いませんので、どなたでも応募できます。
- (2)応募作品は自作で未発表のものに限ります。
- (3)採用作品は、一部補作して使用する場合もあります。
- (4)採用作品の著作権その他の一切の権利は、協会に帰属します。（ただし、協会設立前は厚生労働省に帰属し、協会設立後に協会に承継します。）
- (5)採用作品について権利侵害が確認された場合、必要に応じて審査結果発表後でも入賞を取り消したり、その権利侵害の責が協会に及んだ場合は、当該作品の応募者に対してその責を求める。

### ●発表及び表彰

- (1)最優秀作品（採用作品）及び佳作作品は、平成19年末頃、入賞作品の応募者に通知するとともに、厚生労働省HPで発表します。

#### (2)愛称

- 最優秀作品 1点 表彰状及び賞品（図書券3万円分）
- 佳作作品 1点 表彰状及び賞品（図書券1万円分）

#### (3)シンボルマーク

- 最優秀作品 1点 表彰状及び賞品（図書券3万円分）
- 佳作作品 1点 表彰状及び賞品（図書券1万円分）

### ●応募方法

- (1)応募用紙又はE-mailに必要事項を記入のうえ、全国健康保険協会設立委員会事務局宛に郵送又はE-mailにて応募してください。（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/08/h0824-3.html>（厚生労働省ホームページ）からエクセル形式の応募用紙をダウンロードできますのでご活用ください。）
- (2)郵送の場合は封筒の表に「愛称応募」又は「シンボルマーク応募」と朱書きし、E-mailの場合は件名を「愛称応募」又は「シンボルマーク応募」としてください。
- (3)愛称は漢字、ひらがな、カタカナ又は英数字等の制限はありません。組み合わせての使用も可能ですが、ふりがな又は読み方を併記してください。
- (4)応募件数に制限はありませんが、1枚の応募用紙又は1件のE-mailにつき、1作品の応募としてください。

### ●その他

- (1)応募作品は返却しません。
- (2)採用作品は、協会のホームページ、パンフレット等に広く利用します。
- (3)応募者の個人情報については、愛称及びシンボルマークの選定にかかる事務の遂行に必要な範囲で保有し、当該事務の遂行以外の目的に利用・提供しません。

## 応募用紙

①応募内容	愛称・シンボルマーク（いずれかに○を付けてください。）		
②作品（※）			
③作品の説明 <small>作品の意図や解説を簡単に記入してください。（100字以内）</small>			
（ふりがな） ④氏名		⑤年齢	歳
⑥住所	〒　　—		
⑦連絡先	電話番号： E-mailアドレス：		

※ シンボルマークを応募する場合は、別紙に作図又は印刷(15cm×15cm以内)し、応募用紙に添付してください。また、E-mailで応募する場合、ファイル形式はJPEG又はGIF形式とし、容量は1MB(メガバイト)以内としてください。